

反社会的勢力との関係遮断体制のチェックリスト

監査項目	チェック内容	結果(OK:○, NG:×, やや問題:△, 該当無:NA)		参考法令等
		記号	コメント	
1. 基本事項の確認				
	1. 代表取締役等及び監査役は、反社会的勢力による被害を防止するための政府指針や各都道府県が定める暴力団排除条例の内容を認識しているか			
	2. 代表取締役等は、1. の政府指針や都道府県条例に基づき、反社会的勢力との関係遮断を内部統制上の重要課題力として位置づけているか			
2. 組織的な対応				
	1. 代表取締役等は、反社会的勢力との関係力遮断について社内外に宣言しているか			
	2. 反社会的勢力との関係遮断について、倫理規程・行動規範・社内規則等に明文化され、社内に周知徹底されているか			
	3. 反社会的勢力との取引や不当要求が発生した場合を想定して、対応を統括する部署を定め、また社内連絡網や指揮命令系統を明確に定めているか ※担当部署や担当者だけに任せず、役員等を含めた組織で対応する仕組みとすることが重要である			
	4. 反社会的勢力への対応に備えて、平素から外部専門機関（警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等）との連携関係が構築され、通報や連絡の手順が明確にされているか			
	5. 内部統制システムに関する取締役会決議をしている場合、自社の内部統制システムにおいて、反社会的勢力との関係遮断が明確に位置づけられているか			
3. 現場における対応				
	1. 反社会的勢力との、通常の取引を含めた一切の関係力遮断の方針等が現場まで浸透し、理解されているか			
	2. 反社会的勢力への対応マニュアルが策定され、現場に周知・徹底・教育されているか			
	3. 反社会的勢力との癒着防止のため、必要に応じ、適切な人事配置転換等が行われているか			
	4. 取引の相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、平素から、通常必要と思われる程度の注意が払われているか (1) 契約書や取引約款に暴力団排除条項が明記されているか (2) 自社株の取引状況が把握されているか (3) 反社会的勢力の情報を集約したデータベースが必要に応じて作成・更新され、活用されているか ※反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する必要がある			
4. 有事における対応				
	1. 反社会的勢力との取引や不当要求が発生した場合、当該情報が速やかに対応部署へ報告・連絡・相談され、さらに担当取締役等に報告されているか			
	2. 反社会的勢力との取引や不当要求が発生した場合、積極的に外部専門機関に相談しているか			
	3. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的な対応がなされているか ※民事上のあらゆる法的対抗手段を講ずるとともに、不当要求に屈しない姿勢を鮮明にし、更なる被害を防止する意味から、刑事事件化（被害届の提出等）にも躊躇ないことが必要である			

【参考資料】

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（犯罪対策関係会議幹事会申合せH19.6.19）